

改定なし

低すぎる! 最低賃金

山口県は 引き上げは「ゼロ」!

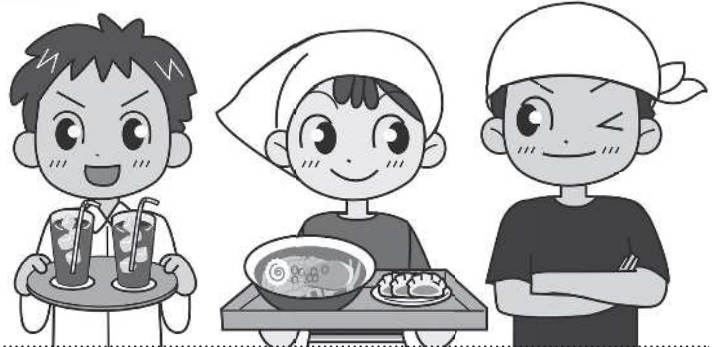
最低賃金は、毎夏に都道府県の最低賃金審議会
で決まります。

今年は、新型コロナ感染拡大を理由に7都道府県
では引き上げられませんでした。

コロナ禍の中だからこそ、最低賃金の引き上げは
必要です。最低賃金の大幅な引き上げを求める声が
大きくなれば、実現はより確かになります。

「どこでも、だれでも、人間らしく暮らせる賃金」
にするには、最低賃金の大幅な引き上げと全国一
律最低賃金制度の確立が必要です。あなたも労働
組合に加入して、一緒に人間らしい暮らしを実現し
ましょう。

山口県の 最低賃金



最低賃金って?

「健康で文化的な最低限度の生活」(憲法
25条・生存権)を保障するために、法律で「そ
れを下回る賃金では人を働かせても、働いて
もいけない」と定めた賃金の最低額のこと。

これを下回る賃金は法律違反で無効とな
り、少なくとも最低賃金の金額が支払われる
こととなります。使用者が最低賃金額以上の
賃金を支払わない場合には、最高で50万円
の罰金が科されます。

時間給

8 2 9 円

パートも
アルバイトも
働くすべての人

深夜労働は25%割増

1036円



あなたの賃金を
千エック

時間給の方
(そのままの額で比較)

円

日給の方

円 = 日給 ÷ 1日の所定労働時間 (※1)

月給の方

円 = 月給 (※2) ÷ 1カ月の平均所定労働時間 (※3)

歩合制
(出来高払制)の方

円 = 歩合給 (※4) ÷ 1カ月の総労働時間

労働相談はこちら! 0120-378-060

電話相談の受付は月曜から金曜の午前10時から午後5時までです。
地方によって受付時間が異なりますので各地のホームページ等でご確認ください。

ZENROREN 全労連 **国民春闘共闘**

〒113-8462 東京都文京区湯島 2-4-4
TEL (03) 5842-5611 FAX (03) 5842-5620 <http://www.zenroren.gr.jp> 2020.9

山口県労連

山口市中央4丁目3-3 Tel (083)932-0465